

上総第32455号

令和3年9月27日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
報告について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保護評価について報告します。

記

上越市予防接種に関する事務【報告】

特定個人情報保護評価書 変更箇所

※1 下線部が変更箇所
 ※2 組織改編に伴う変更は割愛

| No. | 課名 | 保護評価書 番号 | 区分 | 項目番号 | 変更概要 | 変更前 | 変更後 | 変更の理由 |
|-----|----------|-------------|---------|---|----------------------------|---|--|--|
| 1 | 健康づくり推進課 | 26 | 基礎項目評価書 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務を追加 | (記載なし) | ⑦予防接種証明書の交付に関する事務 | COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、接種証明書の交付を開始することによる必然的な改訂 |
| 2 | 健康づくり推進課 | 26 | 重点項目評価書 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務を追加 | (記載なし) | ⑦予防接種証明書の交付に関する事務 | COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、接種証明書の交付を開始することによる必然的な改訂 |
| 3 | 健康づくり推進課 | 26 | 重点項目評価書 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 | ②システムの機能を追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録 ・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録 ・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ＜<u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</u>＞ | COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、接種証明書の交付を開始することによる必然的な改訂 |
| 4 | 健康づくり推進課 | 26 | 重点項目評価書 | (別添1)ファイル記録項目 | ファイル記録項目に接種証明書交付事務に係る項目を追加 | <p>＜個人情報＞ 個人番号<、宛名番号>、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号<、整理番号>、異動日、情報提供等の記録等、電話番号</p> <p>予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考)</p> | <p>＜個人情報＞ 個人番号<、宛名番号>、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号<、整理番号>、異動日、情報提供等の記録等、電話番号<、<u>旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)</u>></p> <p>予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考<、<u>製品名</u>>>、<u>証明書ID</u>><、<u>証明書発行年月日</u>>)</p> | COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、接種証明書の交付を開始することによる必然的な改訂 |

上越市予防接種に関する事務（基礎項目評価・重点項目評価）の一部改訂について

1. 趣旨

新型コロナワクチンの接種証明書の交付について、当市においても、7月26日（月）から、窓口及び郵送で申請受付を開始したところ。

接種証明書の交付事務において、直接的に特定個人情報を使用する想定はないが、接種記録を確認するために特定個人情報ファイルを保持する「ワクチン接種記録システム（VRS）」を参照することから、VRSの使用目的として「接種証明書の交付事務」の追記が必要となる。

2. 改訂箇所

改訂の詳細につき、別紙評価書のとおり。

3. 当審議会へ「事後報告」となった理由

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する国からの情報提供があったのが、この7月26日（前回審議会後）であったことからやむを得ず事後報告となったもの。

※ なお、特定個人情報保護評価実施の根拠となる「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）」第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象と考えられる。

（参考：規則第9条第2項）

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 26 | 上越市予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和3年6月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策の実施に係る事務 ⑦予防接種証明書の交付に関する事務</p> |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS) |

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供) |
|--------|--|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|---|
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第二における情報提供の根拠 第16条の2、16条の3、115条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 第16条の2、17、18、19の項、第115条の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|-----------------|
| ①部署 | 健康子育て部 健康づくり推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康子育て部参事 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 |
|-----|---|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111 |
|-----|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|------------------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [10万人以上30万人未満] |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|---|--|------|--|
| 平成29年11月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康づくり推進課 見波 正美 | 健康づくり推進課 横山 新太郎 | 事後 | 人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年3月2日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ④予防接種記録の保存に関する事務 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 | 事前 | 平成29年7月提供予定の子育てワンストップサービスに伴う修正であり、特定個人情報ファイルを使用する事務に追加があることから重要な変更には該当 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康づくり推進課 横山 新太郎 | 健康づくり推進課 北島 賢行 | 事後 | 人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年2月9日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ・MCWEL総合福祉システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ | ・健康カルテV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ | 事前 | 既存システムの更新に伴う変更であり、変更に伴うしきい値やリスクに影響がないことから重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年4月20日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条(第17項及び第19項に関する命令未公布) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 | 事後 | 省令の改正及び追加に伴う修正であるが、しきい値判断に影響がないことから、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年3月29日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康づくり推進課長 北島 賢行 | 健康づくり推進課長 | 事後 | 様式変更のため |
| 平成31年3月29日 | IV リスク対策 | | 新規追加 | 事後 | 様式変更のため |
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 健康子育て部 健康づくり推進課 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 | 上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和2年12月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症等対策の実施に係る事務 | 事前 | 令和3年6月データ標準レアウトの年次改版のため |
| 令和2年12月24日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 | 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 | 事前 | 令和3年6月データ標準レアウトの年次改版のため |
| 令和2年12月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠第16条の2、16条の3、115条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠第16条の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 | 事前 | 令和3年6月データ標準レアウトの年次改版のため |
| 令和3年4月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称 | ・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ | ・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ ・ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂 |
| 令和3年4月23日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 | 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂 |
| 令和3年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 健康づくり推進課長 | 健康子育て部 参事 | 事後 | 人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年6月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 2. 別表第二における情報照会の根拠第16条の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 | 2. 別表第二における情報照会の根拠第16条の2、17、18、19の項、115条の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 | 事後 | 令和3年6月データ標準レアウトの年次改版に向けた修正の際に修正漏れがあったもの。 |
| 令和3年8月3日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 右記のとおり項目を追加 | ⑦予防接種証明書の交付に関する事務 | 事後 | |

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 26 | 上越市予防接種に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。また、静脈認証装置がない端末については、ログインパスワードを設定し、不正操作防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和3年6月25日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------------|---|
| 予防接種情報管理ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法第9条第1項及び別表第一の第10の項、第93項の2 ○ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ○ 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○ 番号法第19条第5号(委託先への提供) |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16の2、16の3、第17、18、19の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康子育て部 健康づくり推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康子育て部参事 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |